

大分県環境審議会総合政策部会 報告事項 資料

(令和2年8月7日開催)

【報告事項】

- ①水質部会決議事項について P 1
- ②自然環境部会決議事項について P 4

水質部会決議事項について

1 令和元年度大分県環境審議会水質部会

日 時 令和2年2月28日(金) 13時30分～15時30分

場 所 トキハ会館 6F 『さくらの間』

出席者 委員8名、事務局等9名

議 題 (1) 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
(2) 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の安全基準及び水質基準の変更について

審議結果 上記(1)及び(2)について原案が適当である旨、答申することを決定した。
結果概要

(1) 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

①測定計画作成の根拠

水質汚濁防止法

第15条	都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。
第16条	都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。 2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

②目的

県民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、知事は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しなければならないとされていることから、同法第16条第1項及び第2項の規定に基づき、公共用水域の測定について必要な事項を定めるものである。

③調査水域及び測定地点

公共用水域 54河川111地点、7湖沼14地点、8海域50地点

地下水 83地点

④測定回数(公共用水域)

生活環境項目 原則として毎月1回、水質変動の少ない水域については年1～6回

健康項目 原則として全水域の代表点で、年1～2回全項目実施

要監視項目 クロロホルム等31項目について、年1～12回

特定項目 水道水源取水地点近傍等において年4回

その他項目 項目に応じて年1～12回

⑤測定回数(地下水)

概況調査(新規・定点) 年1回、2回又は4回

継続調査 年2回

※本測定計画に基づき行われた測定結果については、水質汚濁防止法第17条第1項の規定に基づき、県が毎年公表している。

第17条	都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。
------	---

(2) 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の安全基準及び水質基準の変更について

①大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（以下「条例」という。）の概要

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するための規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的に平成18年11月から施行されている。

【規制の一例】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業（3,000m²以上の区域において行う土砂等のたい積行為）に対する規制 → 特定事業の許可制、許可を受けた者の義務（届出等）等 ・ 埋立て等の基準の設定 → 特定事業区域の構造基準 → 土砂等の安全基準、浸透水の水質基準（土壌汚染対策法の基準に準拠）

②改正の理由

土壌汚染対策法施行令において、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「特定有害物質」という。）として、これまで「シス-1,2-ジクロロエチレン」が指定されており、その土壌溶出量基準等については、土壌汚染対策法施行規則に定められていた。

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令により、「シス-1,2-ジクロロエチレン」にトランス体（分子を構成する原子及び数は同じであるが、構造が異なるもの）を加えた「1,2-ジクロロエチレン」が特定有害物質として指定され、その土壌溶出量基準等についても、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令により改正された。

条例の安全基準等は、土壌汚染対策法等に準拠して定めており、また、県内の地下水や河川の検出状況等も踏まえ、土壌汚染対策法等の改正内容のとおり規則の改正を行うものである。

【参考】 1, 2-ジクロロエチレンの概要

名称	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン
構造		
使用実態(用途)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶剤として主に使用 ・ 他の塩素系溶剤が環境中で分解され生成 	
毒性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中枢神経障害、肝機能障害 ・ 発がん性はデータがない 	

③改正の内容

- ・規則別表第1及び別表第2のシスー1・2-ジクロロエチレンの項の項目名を「1・2-ジクロロエチレン」に改める。
- ・規則別表第1及び別表第2のシスー1・2-ジクロロエチレンの項の測定方法を「シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、第17条関係）			別表第1（第3条、第17条関係）		
項 目 (略)	基 準 値 (略)	測 定 方 法 (略)	項 目 (略)	基 準 値 (略)	測 定 方 法 (略)
一・二-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	<u>シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>	シスー1・2-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考（略）			備考（略）		
別表第2（第4条、第16条関係）			別表第2（第4条、第16条関係）		
項 目 (略)	基 準 値 (略)	測 定 方 法 (略)	項 目 (略)	基 準 値 (略)	測 定 方 法 (略)
一・二-ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	<u>シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>	シスー1・2-ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考（略）			備考（略）		

自然環境部会決議事項について

1 自然環境部会の開催結果について

日 時	令和2年3月24日（火）10:00～12:00
場 所	大分県庁舎本館6階防災活動支援室1
出席委員	7名中5名出席
審議事項	指定希少野生動植物の指定について (エヒメアヤメ・サギソウ・アズマイチゲ・ニホンカモシカ・ オオジシギ)

審議の結果、原案が適当との答申を決定した。

2 指定の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）

第9条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3～5 略

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8～9 略

3 指定種

(1) エヒメアヤメ (アヤメ科)



出典：荒金 正憲「豊の国 大分の植物誌」佐伯印刷(株)，2003，p326

	エヒメアヤメ (アヤメ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I B 類 環境省 II 類
分布域	県内：国東地区，九重火山群，由布・鶴見火山群，別府湾沿岸域 県外：本州(中部地方西部),四国,九州(佐賀・宮崎)
生育環境	低地から山地、主として火山性高原の草原や林縁に生育する。
学術的価値	国立公園指定植物 [阿蘇くじゅう] 天然記念物 (大分県宇佐市)
減少要因	植林や草地改良，地形の改変及び野焼きの中止などによる森林化，人による採取など

(2) サギソウ (ラン科)



出典：荒金 正憲「豊の国 大分の植物誌」佐伯印刷(株)，2003，p318

	サギソウ (ラン科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I A 類 環境省 準
分布域	県内：耶馬溪・国東丘陵地，中津・宇佐低地，日田低地・丘陵地，津江山 地，由布・鶴見火山群 県外：本州,四国,九州(福岡・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島)
生育環境	丘陵地の日当たりのよい湿地。
学術的価値	国立公園等指定植物 [阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園]
減少要因	人による採取、踏み荒らしなど

(3) アズマイチゲ (キンポウゲ科)



写真：荒金 正憲

	アズマイチゲ (キンポウゲ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I A 類 環境省 -
分布域	県内：九重火山群, 大野川上流域 県外：北海道, 本州, 四国, 九州 (宮崎)
生育環境	低山地の林縁。
学術的価値	国立公園指定植物 [阿蘇くじゅう国立公園]
減少要因	植生遷移の進行、人による採取、踏み荒らしなど

(4) ニホンカモシカ (ウシ科)



写真：森田 祐介

	ニホンカモシカ (ウシ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 II 類 環境省 地域個体群 (LP) ※九州地方のカモシカ
分布域	県内：祖母・傾山系 県外：本州, 四国, 九州 (熊本・宮崎)
生息環境	低山帯から亜高山帯にかけてのブナ, ミズナラなどが優占する落葉広葉樹林, 針広混交林などに主として生息。各種木本類の葉, 広葉草本, ササ類などを選択的に食する。
学術的価値	国の特別天然記念物
減少要因	ニホンジカとの競合、錯誤捕獲など

(5) オオジシギ (シギ科)



写真：谷上 和年

	オオジシギ (シギ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 II類 環境省 準
分布域	県内：飯田高原と日出生台に生息する夏鳥。 県外：北海道，本州中北部，本州西部（広島），四国（愛媛），九州（熊本）で夏鳥。
生息環境	灌木や湿地などがある広い原野に夏鳥として飛来し，地上に営巣する。 ミミズや昆虫などをとる。移動の時期には，水田や湿地にも飛来する。
学術的価値	-
減少要因	生息環境（草原環境）の悪化

4 指定による行為の制限等

- ・ 個体の所有者等は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（条例第10条）
- ・ 許可を受けた場合、あるいは、やむを得ない事由がある場合を除き、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」という。）をしてはならない（条例第12条）
- ・ ただし、学術研究、繁殖、教育など指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことができる（条例第14条）
- ・ 条例第12条に違反して捕獲等をした指定希少野生動植物の個体（加工品を含む。）の所持、譲渡し、譲受けをしてはならない（条例第13条）
- ・ 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（条例第40条）

5 指定までのスケジュール

令和2年3月17日	大分県環境審議会長への諮問
令和2年3月24日	大分県環境審議会の開催
令和2年6月16日	指定案の告示・縦覧（14日間）
令和2年7月21日 （周知期間）	指定の告示
令和2年9月1日	指定告示施行

6 現在の指定状況

指定希少野生動植物40種（植物24種、動物16種） 令和2年7月21日現在

指定希少野生動植物の指定等の状況							
指定希少野生動植物	分類群	科名	種名	カテゴリー		令和2年7月現在	
				種	保護者	指 定 年 月 日	撤 行 年 月 日
植物	種子植物	ユリ科	タマボウキ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
			ヒメユリ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		イラウサ科	チョウザキミス	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		ニシキギ科	ナガバヒゼンマユミ	I A	I A	H18.12.26	H19.4.1
		イワタバコ科	イワギリソウ	I A	I	H18.12.26	H19.4.1
		キク科	ヒゴタイ	I B	I	H18.12.26	H19.4.1
			イワギク	I A	I	H20.3.28	H20.7.1
		アザミ科	エヒメアザミ	I B	I	R27.3.1	R29.3.1
		ラン科	ナゴラン	I A	I B	H20.3.28	H20.7.1
			ウマガイソウ	I A	I	H30.6.7	H38.11.1
			トキソウ	I B	無	H30.6.7	H38.11.1
			ウチヨウラン	I A	I	R元.5.31	R元.7.1
			セッコク	I	掲載なし	R元.5.31	R元.7.1
		サギソウ	I A	無	R27.3.1	R29.3.1	
	ナデシコ科	オグラセンノウ	I A	I	H21.3.31	H21.7.1	
	キキョウ科	セツシロソウ	I A	I B	H22.3.31	H22.7.1	
	キンポウゲ科	フクジュソウ	I A	掲載なし	H28.7.29	H28.11.1	
		スギナグサ	I	I	H28.7.29	H28.11.1	
		イマシマクサ	I B	無	R元.5.31	R元.7.1	
		アスマイチゲ	I A	掲載なし	R27.3.1	R29.3.1	
ヒルムシロ科	カワツルモ	I B	無	H29.8.22	H29.12.1		
シダ植物	ホウライシダ科	ホウライクジャク	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1	
		オトメクジャク	I B	I B	H21.3.31	H21.7.1	
維管束	ミズゴケ科	オオミズゴケ	無	無	H18.12.26	H19.4.1	
動物	哺乳類	ウツク	ニホソカモツカ	I	LP	R27.3.1	R29.3.1
	鳥類	シギ科	オオシギ	I	無	R27.3.1	R29.3.1
		フクロウ科	フクロウ	I B	I B	R元.5.31	R元.7.1
	両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	I	I	R元.5.31	R元.7.1
	魚類	ハゼ科	クボハゼ	I B	I B	H26.5.7	H26.9.1
		ハゼ科	子クゼンハゼ	I B	I	H26.5.7	H26.9.1
	大型水生甲殻類	カブトガニ科	カブトガニ	I B	I	H18.12.26	H19.4.1
	両生類	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	I B	I A	H18.12.26	H19.4.1
		シジミチョウ科	オオルリシジミ	I A	I B	R元.5.31	R元.7.1
		トンボ科	ハッチョウトンボ	I A	掲載なし	H24.3.31	H27.7.1
	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	オンセンミズゴマツボ	I A	I	H22.3.31	H22.7.1
		ムシオイガイ科	オナガラムシオイガイ	I B	I	H27.3.31	H27.7.1
		キセルガイ科	オオイタシロキセル	I B	I	H28.7.29	H28.11.1
		ムシオイガイ科	ハブタエムシオイ	掲載なし	掲載なし	H28.7.29	H28.11.1
		キセルガイ科	タケノコキセル	I A	I	H29.8.22	H29.12.1
			ウツギキセルガイ	I B	I	R元.5.31	R元.7.1